

締め切り
間近!

神奈川県サテライトオフィス整備事業費補助金のご案内

県では、With コロナ時代のワークスタイルとして、県内各地でサテライトオフィス勤務ができる環境整備を進めることを目的として、特にサテライトオフィスの設置数が少ない地域において、共用型のサテライトオフィスを設置する企業等、県内市町村に対し、整備費用等の一部を補助します。

■補助概要

県内（横浜市と川崎市を除く）で、サテライトオフィスを開設する企業等及び県内市町村に対し、整備費用等の一部を補助します。

■補助対象経費

- ・ 土地及び建物（付属設備含む）取得又は賃借に係る費用
- ・ 工事費（インターネット環境整備、電気・電話配線整備、空調整備、内装整備、情報セキュリティ関連機器整備、予約・入退店システム整備、感染防止対策（仕切り版設置等）など）
- ・ 施工監理費
- ・ 備品購入費
- ・ 広告費

■補助率

補助対象経費の4分の3以内

■補助上限

200万円

■募集期間

令和2年10月16日（金）～令和2年12月15日（火）

■申込先

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課

▼詳細は下記 URL をご確認ください。

申請書類もこちらからダウンロードしてください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/satellitehojo.html>



●問合せ先

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課労政グループ

受付時間：平日 8:30 から 12:00 / 13:00 から 17:15

電話番号：045-210-5746

主な内容

- 【締切間近】神奈川県サテライトオフィス整備事業費補助金のご案内 P.1
- 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」 P.2
- 最低賃金改正のお知らせ P.2
- 女性活躍推進法の改正のお知らせ P.3
- 障害者法定雇用率の引き上げについて P.3
- 育児・介護休業法の改正のお知らせ P.3

12月は職場のハラスメント撲滅月間です！

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、職場のハラスメントをなくし、みんなが気持ちよく働けることができる職場環境をつくる機運を盛り上げるため、「職場のハラスメント対策シンポジウム」を開催します。

神奈川県では、10月から12月の3か月を「労働相談強化期間」と定め、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントをはじめ、「職場のいじめ・嫌がらせ」等に関する特別相談会を、弁護士による相談対応を夜間まで拡大して集中的に実施しています。

また、労働施策総合推進法の改正を受け、令和2年6月1日から、事業主にパワーハラスメント防止対策の措置が義務化されたことや、中小事業主にも令和4年4月1日から義務化されることを踏まえ、「企業力をアップする！中小企業のためのパワハラ対策マニュアル」を作成しましたのでご覧ください。

▶厚生労働省「職場のハラスメント対策シンポジウム」はこちらをご覧ください。

URL：<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

▶神奈川県「労働相談強化期間」の詳細は、こちらをご覧ください。

URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/kyoka.html>

▶「企業力をアップする！中小企業のためのパワハラ対策マニュアル」はこちらをご覧ください↑

URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/cnt/f430629/index.html>



最低賃金改正のお知らせ

最低賃金の件名	最低賃金額（時間額）	効力発生年月日
神奈川県最低賃金	1,012円（前年比+1円）	令和2年10月1日

令和2年10月1日から、神奈川県最低賃金が時間額1,012円に改正されました。

神奈川県最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

なお、最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られていますので、次の賃金は対象とはなりません。

- ① 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚祝金等）
- ③ 1ヶ月を超える期間毎に支払われる賃金（賞与等）
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

また、神奈川労働局では、中小企業・小規模事業者向けに各種支援や無料相談を実施しています。

詳しくは下記の「神奈川働き方改革推進支援センター」にお問い合わせください。

○神奈川働き方改革推進支援センター

電話：0120-910-090

住所：横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階

○神奈川労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>



最低賃金についての問合せ先

神奈川県労働局労働基準部賃金室（電話：045-211-7354）

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 労政グループ（電話：045-210-5739）

HELLO

KANAGAWA

Kanagawa Prefectural Government, Japan (英語)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/mlt/f4010/pl1907.html>

Vol. **29**, No. **2**
Winter 2020



神奈川県が提供する外国籍県民向け生活情報紙

こんにちは神奈川

Hello Kanagawa is a newsletter issued by Kanagawa Prefectural Government to provide living information for foreign residents

こんにちは神奈川

検索

"MY ME-BYO Record" Now Available in English



Kanagawa Prefectural Government runs "MY ME-BYO Record", an application to record and manage number of daily steps, body temperature, prescribed medicine, etc. The state of your health can be numerically indicated by entering weight, blood pressure and other health data.

To use "MY ME-BYO Record" in English, select any language other than Japanese on your smart phone.

● Website

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f532715/p991437.html>

● Inquiries in Japanese

Healthcare New Frontier Promotion Headquarters Office, K.P.G. Tel: 045-285-0196



「マイ ME-BYO カルテ」を英語で使用できます

神奈川県では、毎日の歩数や体温、処方された薬などを記録・管理できるアプリケーション「マイ ME-BYO カルテ」を運用しています。体重や血圧などを入力して、自分の健康状態を点数化することができます。

スマートフォンの言語を日本語以外に設定すれば、英語で使うことができます。

● ホームページ

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f532715/p991437.html>

▶ 日本語での問合せ

県ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室
TEL: 045-285-0196

Multilingual Support Center Kanagawa at Your Service



Having difficulties in living? Then, please contact Multilingual Support Center Kanagawa. Information on medical care, health, welfare, childrearing and other necessary matters for living as well as consultation services will be provided. You can consult in your language.

● Open hours: 9:00 to 12:00 and 13:00 to 17:15

● Languages: Services are available in 11 languages

For detailed information, visit the following website.

● Website

URL: <http://www.kifjp.org/kmlc>

● Inquiries in Japanese

Multilingual Support Center Kanagawa Tel: 045-316-2770



多言語支援センターかながわ

生活でごまいったことがあったら、気軽に問合せください。生活に必要な情報（医療、保健、福祉、子育てなど）や相談するところを教えます。

あなたの言葉で話すことができます。

● 時間: 9時～12時 / 13時～17時 15分

● 対応言語: 11 言語

くわしくはホームページを見てください。

● ホームページ

URL: <http://www.kifjp.org/kmlc>

▶ 日本語での問合せ

多言語支援センターかながわ TEL: 045-316-2770

Procedure for Switching Foreign Driver's License to Japanese License



● Eligible persons: Persons who satisfy all the requirements below.

- Holders of an effective foreign driver's license
- Persons who have a history of staying in a country where the driver's license was issued (90 days or longer following the issuance).
- Residents of Kanagawa Prefecture

● Documents necessary for the procedure

Foreign driver's license, Japanese translation of the foreign driver's license, passport, residence card, photocopy of residence certificate, etc.

* For some foreign driver's licenses including Vietnamese and Indian ones, these documents can be obtained online.

● Website

URL: <https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mes83046.htm>

● Inquiries in Japanese

Foreign Driver's License Section, Driver's License Center of Kanagawa Prefecture
Tel: 045-365-3111

外国の運転免許から日本の運転免許への切替手続

● 対象 (次の項目を全て満たす方)

- ・有効な外国免許の保有者
- ・外国免許発給国の滞在歴 (発給後 90 日以上)
- ・県内居住者

● 必要書類

外国免許、外国免許の日本語翻訳文、パスポート、在留カード、住民票の写しなど

※ベトナム、インド等の一部の外国免許は、必要書類のほか、インターネットによるオンライン照会を実施しています。

● ホームページ

URL: <https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mes83046.htm>

▶ 日本語での問合せ

県警運転免許センター 外国免許係
TEL: 045-365-3111





Information on the Minimum Wage in Kanagawa Prefecture



As of October 1, 2020, the minimum wage per hour in Kanagawa Prefecture was raised to ¥1,012 (¥1 increase). This minimum wage is applied to all workers employed in Kanagawa Prefecture, including regular, temporary and part-time workers. Employers must pay at least this minimum wage.



Inquiries in Japanese

Wage Office, Kanagawa Labor Bureau

Tel: 045-211-7354

Labor Welfare Div., K.P.G. Tel: 045-210-5739



Insurance Coverage Necessary for Riding a Bicycle in Kanagawa



In accordance with the Kanagawa Prefectural ordinance, cyclists and guardians of children who ride a bicycle must be covered by an insurance in case of causing an accident injuring others.



Inquiries in Japanese

Secure Community and Traffic Safety Div., K.P.G.

Tel: 045-210-3552

Right Way to Ride a Bicycle



Follow these five rules to ride a bicycle safely.

1. Cyclists must ride on the roadway in principle. Riding on the sidewalk is exceptional.
2. Cyclists shall ride on the left on the roadway.
3. When going on the sidewalk, let pedestrians go first. Ride slowly on the roadway side.
4. Observe the safety rules (ex. to follow the traffic signal and sign, not to ride double, not to ride side by side, not to ride under the influence of alcohol, to turn on the light when riding at night)
5. Children are advised to wear a helmet.

◎ Bicycle is an easy and convenient vehicle. But a cyclist could be a victim and also a victimizer if an accident occurs.

- Liability insurance coverage is mandatory.
- Traffic accidents must be reported to the police.

● Website

URL: <https://www.police.pref.kanagawa.jp>



Inquiries in Japanese

Traffic General Affairs Div., Traffic Dept., Kanagawa Prefectural Police Headquarters

Tel: 045-211-1212

* For inquiries in languages other than Japanese, please call the Prefectural Government Counseling Services for Foreign Residents.

English

Tel: 045-896-2895 ■ 1st, 3rd & 4th Tue.

■ 9:00 to 12:00 and 13:00 to 16:00

* The list of the counseling service centers for foreign residents in Kanagawa is downloadable at the webpage below.
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/cnt/f11914/>

神奈川県最低賃金のお知らせ

2020年10月1日から神奈川県最低賃金は、時間額1,012円（1円引き上げ）となりました。この最低賃金は、県内で働く正社員・臨時職員・アルバイトなどすべての労働者に適用されます。使用者はこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。

▶日本語での問合せ

神奈川県労働局賃金室 TEL:045-211-7354

県雇用労政課 TEL:045-210-5739

県内で自転車を利用する場合は、保険に加入しなければなりません。

県の条例により、自転車の利用者や自転車を利用するおこ様の保護者などは、事故により他人に怪我をさせてしまった場合に備えた保険に加入しなければなりません。

▶日本語での問合せ

県くらし安全交通課 TEL:045-210-3552

自転車の正しい乗り方

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - 2 車道は左側を通行
 - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - 4 安全ルールを守る（信号を守る、標識を守る、二人乗りの禁止、並進禁止、飲酒運転禁止、夜間はライトを点灯する等）
 - 5 子どもはヘルメットを着用
- ◎ 自転車は手軽で便利な乗り物だが、交通事故を起こせば、被害者にも加害者にもなる
・損害賠償責任保険の加入は義務
・交通事故の場合は必ず警察に届け出をしなければならない

●ホームページ

URL: <https://www.police.pref.kanagawa.jp>

▶日本語での問合せ

神奈川県警察本部交通部交通総務課

TEL:045-211-1212

*日本語以外での問合せは、

県外国籍県民相談窓口へ。
英語：045-896-2895（第1・3・4火曜日）

9時～12時、13時～16時

* 県内の外国籍住民相談窓口一覧は、以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/cnt/f11914/>

Next "Spring Issue" is scheduled for March 2021.

Edited & published by International Affairs Div., K.P.G. Tel: 045-285-0543

* 次号（春号）は、2021年3月に発行予定です。

【編集・発行】神奈川県国際課 TEL:045-285-0543

* 県へのご意見・ご要望をお待ちしています。

* 郵送：〒231-8588 県国際課まで

* FAX: 045-212-2753



* We welcome your comments and requests.

* By mail: International Affairs Div., Kanagawa Prefectural Government, 231-8588

* By fax: 045-212-2753



勤労ふじさわ

発行:藤沢市産業労働課

藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階 ☎0466-50-8222

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indusl/shigoto/shushoku/sodan/kinro.html>

神奈川県最低賃金改正のお知らせ(令和2年10月1日から) 最低賃金が1,012円になりました

～使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金～

2020年(令和2年)10月1日から、神奈川県の最低賃金(時間額)が1,012円(1円引上げ)になりました。最低賃金は、事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

※次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ①精皆勤手当, 通勤手当, 家族手当
- ②臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ③1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ④時間外・休日労働に対する賃金・深夜割増賃金など

【最低賃金に関する問い合わせ】 神奈川労働局労働基準部賃金室
〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎8階
電話:045-211-7354(午前8時30分～午後5時15分, 土・日曜日, 祝日を除く)

中小企業・小規模事業者の賃金引上げを支援する助成金「業務改善助成金」があります

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資(機械設備, POSシステム等の導入)などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金

検索

専門家による無料相談

賃金引上げにお悩みの方は神奈川働き方改革推進支援センターにご相談ください。

神奈川働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金及び運転資金の融資を行っています。

働き方改革推進支援資金

検索

【今月号の主な内容】

- ・神奈川県最低賃金改正のお知らせ P1
- ・雇用調整助成金の特例措置の延長等について P2
- ・11月は「過労死等防止啓発月間」です P3
- ・Fプレイスを利用してみませんか 他 P4





勤労ひらつか

No.438 令和2年(2020年)10月

発行:平塚市産業振興部産業振興課
〒254-8686

平塚市浅間町9番1号

電話 0463-21-9758

FAX 0463-35-8125

使用者・労働者のみなさまへ

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

令和2年10月1日から、神奈川県最低賃金は1,012円(1円引き上げ)となりました。県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等全ての労働者とその使用者に適用され、使用者はこの金額以上を支払わなければなりません。

最低賃金 時間額

1,011円→1,012円

に引き上げ!

※最低賃金の対象となる賃金に含まれない※

- 1 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 2 臨時に支払われる賃金(結婚祝金等)
- 3 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- 4 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

神奈川働き方改革推進支援センターでは、中小企業・小規模事業者向けに各種支援策(助成金含む)、無料相談を用意しています。

【業務改善助成金】

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成

【キャリアアップ助成金】

有期契約労働者、短時間労働者等の非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを推進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成

<お問い合わせは>

最低賃金に関すること

神奈川労働局労働基準部賃金室 電話:045-211-7354

ホームページ:

検索 



各種支援策、無料相談に関すること

神奈川働き方改革推進支援センター 電話:0120-910-090

メール: hatarakikata@nb.langate.co.jp

ホームページ:

検索 



※お手数ですが従業員、組合員等への周知、回覧をお願いいたします。

労働基準監督署 からのお知らせ

第1 改正労働安全衛生関係法令が令和2年8月28日に施行されました。

健康診断個人票等について

健康診断個人票や定期健康診断結果報告書等について、医師等の押印等が不要となります。

- ・これまで必要だった医師や歯科医師の押印（電磁的記録で保存する場合は電子署名）が不要となり、記名のみでよいこととなりました。
- ・定期健康診断、特定化学物質健康診断やじん肺健康診断等の特殊健康診断等の全ての健康診断における取扱いとなります。

また、定期健康診断結果報告書等について労働基準監督署への届出や申請の際は、電子申請をご活用ください！

今回の改正により、電子申請で定期健康診断結果報告書等を行う際に、産業医による電子署名が不要となり、電子申請をする際の利便性が向上しました。

電子申請やその事前準備は、電子政府の総合窓口「e-Gov」でご利用いただけます。

事前準備について、詳しくは、「e-Gov 事前準備」を検索してください。

第2 神奈川県最低賃金の改正について

神奈川県最低賃金について、下記のとおり改正決定されました。

記

時間額 **1,012円**

(前年比1円引上げ)

発効年月日 令和2年10月1日

令和2年10月1日から、神奈川県最低賃金は、時間額1,012円（1円引き上げ）に改正されます。

県内で働く常用・臨時・アルバイト等全ての労働者に適用され、使用者はこの金額以上を支払わなければなりません。

最低賃金の算出に当たっては、次の賃金は算入しません。

1. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
2. 臨時に支払われる賃金（結婚祝金等）
3. 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
4. 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

第3 未払賃金が請求できる期間などが延長されました。

賃金請求権の消滅時効期間が5年（これまでは2年）に延長されました。令和2年4月1日以降に支払われる賃金に適用されます。

ただし、当分の間はその期間が3年になります。

また、事業者には保存が義務付けられている賃金台帳や労働者名簿などの記録の保存期間も5年に延長されます。こちらも当分の間はその期間は3年となります。

※詳細は後掲のリーフレットを参照してください。

第4 特定化学物質障害予防規則が改正されました（令和3年4月1日施行（一部令和4年4月1日施行））

金属アーク溶接等作業に係る「溶接ヒューム」が特定化学物質になります！

従来から、金属をアーク溶接する業務については、粉じん作業に該当し、有効な呼吸用保護具の着用が義務付けられており、また溶接ヒュームは吸引することにより、金属熱など急性中毒の原因物質になることが知られていました。

今回、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったこと（詳細は厚生労働省HPを参照願います）から、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するために、特定化学物質（第2類物質）に加えられるとともに、必要な措置について改正されました。

① 特定化学物質作業主任者の選任（令和4年3月31日まで経過措置あり）

屋内、屋外を問わず、金属アーク溶接等作業については、

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」

を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。

② 特殊健康診断の実施

屋内、屋外を問わず、金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は配置換えの際およびその後6か月以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を受診することが必要となります。

アーク溶接等作業に従事している方は、じん肺法に基づくじん肺健康診断が義務付けられているため、両方の健康診断を受診することが必要となります。

③ 全体換気装置による換気

屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、全体換気装置による換気か、これと同等以上の措置が必要となります。

④ 溶接ヒューム濃度の測定（令和4年3月31日まで経過措置あり）

継続して金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場では、

- ・溶接方法が変更された場合
- ・溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒューム濃度に大きな影響を与える場合

個人ばく露測定により、溶接ヒューム濃度測定を行う必要があります。（現に継続して屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行っている事業場では、令和4年3月31日までに一度測定を行う必要があります。）

また、溶接ヒューム濃度測定の結果に応じて環境の改善等の措置が必要になります。

屋外作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合でも、有効な呼吸用保護具の着用が必要です。

⑤ 床の掃除等

・継続して金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場は、床等を水洗等で容易に掃除できる構造とする必要があります。

・水洗等粉じんが飛散しない方法により、1日1回以上掃除する必要があります。



いであらわす

副分会長 田所 裕 二

この度、建災防神奈川支部相模原分会の副会長に就任いたしました、県北管工事協同組合の田所でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平素より、会員事業場の皆様方には分会の労働災害防止活動に対し、ご理解をいただき深く感謝申し上げます。

本来であれば、会員の皆様はもとより、日頃よりお世話になっております関連団体の皆様方にも直接、就任の挨拶を申し上げるべきではございましたが、現在の我々を取り巻く環境は一向に好転する気配を見せず、それが許されないので誠に残念で仕方ありません。公私ともに活動が自粛・制限され、

当たり前のように過ごしてきた日常生活は機能が麻痺し、不毛な議論の闘ぎあいや、目に余る誹謗中傷を耳にするたびに苛立ちを覚え、私たちの心までもが砕かれてしまいうそであります。

世界中を猖獗するウイルス感染症を制御し、終息終結を謳い、人々が笑顔で暮らせる生活を一日も早く取り戻せることを切に願っております。

さて、息を殺すようにして見守っている市場経済は外面的には平静を保ちつつも、内面では緩やかに混迷を深めつつある(と思わずにはいられない)中、スタートを切った令和2年度の分会事業についてですが、感染症拡大防止の観点から、会議、各種講習会等の事業

活動は中止・延期が続き、残念ながら閉塞感に覆われている感は否めないと考えております。

目に見えない危険性への対応に神経をすり減らし、ストレスを増幅させながらも、長年にわたって試行錯誤を繰り返して積み上げてきた職場環境の安全対策及び理論の実用と更なる改善、働き方改革の推進、激甚化する自然災害への対処、そして「新しい生活様式」への対応など、疎かには出来ない問題が山積しています。

建設業界は突き付けられた、これら互いに干渉しあう難題に平行して対峙し、不退転の覚悟でイニシアチブをとらざるを得ない状況に立たされていると言っても過言ではないでしょう。

怯むことなく、会員の皆様の知恵を集結し勇気を奮い立たせ一丸となって、これらの難問を払拭して安全安心な職場環境の構築を目指していきましょう。改めまして当分会へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員事業所の皆様方のご健康と事業のご発展を祈念いたしました。就任の挨拶とさせていただきます。



監督署からのお知らせ

第1 最低賃金改定について

令和2年10月1日から神奈川県最低賃金が、時間額1,012円(1円引き上げ)に改定されました。(改定前1,011円)

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は働くすべての人に最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない制度です。正社員、契約社員、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称、国籍にかかわらず、日本国内で働くすべての労働者に適用されます。

最低賃金改定に伴う賃金引上げ等に関し、中小企業・小規模事業者向けに各種支援策、無料相談を用意しておりますので、下記「神奈川働き方改革推進支援センター」にお問い合わせください。

神奈川働き方改革推進支援センター
横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階
電話 0120-910-090
開設時間 月曜から金曜 9時から17時
(土日祝日・年末年始を除く)

第2 健康診断個人票や定期健康診断結果

報告書等に医師等の押印等が不要となりました。

健康診断個人票にこれまで必要だった医師や歯科医師の押印(電磁的記録で保存する場合は電子署名)、各健康診断結果報告書(50人以上の事業場のみ)の産業医の押印が不要となり、記名のみでよいこととなりました。

改正労働安全衛生関係法令は令和2年8月28日に施行されました。

第3 台風通過時・通過後の強風・大雨等による労働災害防止対策の徹底について

昨年9月以降に発生した大型で猛烈な台風15号と台風19号により、日本各地で高波での浸水、強風による足場の倒壊・クレーンの逸走倒壊など甚大な被害が発生しました。また、本年7月の7月豪雨においても当署管内でも4か所の土砂崩壊被害がありました。

まだ、台風の季節が続く、長雨の季節にもなり、今後も昨年同様の大型台風や大雨の発生に伴う災害が懸念されますので、台風通過時・通過後の強風・大雨等による労働災害防止対策の徹底について、下記事項について御留意いただき災害防止に万全を期されるようお願いいたします。

- ①強風に備えた建物等及びクレーン等の倒壊及び損傷等の防止措置を行うこと。
- ②台風通過中など風雨が強まっている時間帯における現場巡回及びやむを得ない作業の実施に係る安全対策の実施
- ③台風ほか強風・大雨の通過後の土砂崩壊、建物等の倒壊による危険が残存している可能性に配慮した点検・補修を速やかに行うこと。
- ④上記の対策については、神奈川労働局HPの安全衛生関係に掲載の「降雨及び強風等による労働災害防止の徹底について」のリーフレットを参考にしてください。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き「3つの密」の回避と「新しい生活様式」の実践をお願いします。

参考

「強風」とは10分間の平均風速が10メートル毎秒以上の風をいうこと。
「大雨」とは1回の降雨量が50ミリメートル以上の降雨をいうこと。